

契約約款(賃貸借)

第1条 賃貸人(以下「乙」という。)は、別紙物品内訳書の機器等(以下「装置」という。)を賃借人(以下「甲」という。)に賃貸し、甲はこれを借り受ける。

(賃借料等の支払い)

第2条 乙は毎月の賃貸終了後速やかに当該賃貸分に係る金額を請求するものとする。

2 甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 本契約により乙が業務を終了した日が月の途中である場合、その月の賃貸料は第1項の月額をその月の日数で除して得た額に、乙がその月に業務を提携した日数を乗じて得た額(円未満は切り捨てる。)とする。

4 甲の責めに帰すべき理由により、本条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全部が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(装置の保守)

第3条 装置の保守については甲の指定した業者が行うものとし、乙はその保守における保守料を賃借料に含めて回収するものとする。

(装置の追加)

第4条 甲が装置の追加を希望する場合は、その装置について別途契約を締結するものとする。

(装置の改造)

第5条 装置の改造については、甲はあらかじめ文書をもって乙の承認を求めるものとする。この場合の費用は甲の負担とし、乙または乙の認める者がこれを行うものとする。

2 装置の改造によって契約内容を改訂する必要が生じた場合は、変更契約を締結するものとする。

(他の機械器具の取付)

第6条 装置に他の機械器具を取り付ける必要が生じた場合、甲はあらかじめ乙の承諾を求めるものとする。この場合の費用は甲の負担とし、乙または乙の認める者がこれを行うものとする。

2 乙は前項の取り付けが装置の機械に支障を与えるものと認められたときは、甲の申し出を拒否することができる。

(装置の移転)

第7条 装置を頭書記載の据付場所から移転する必要が生じたときは、甲はあらかじめ文書によって乙の承諾を得るものとする。この場合、費用は甲の負担とし、乙または乙の認める者がこれをおこなうものとする。

(装置の返還)

第8条 本契約の終了または解除の場合には、甲は乙に対して装置を他の機械器具の取はずし等を行って引渡し当時の現状に復したうえ、直ちに返還しなければならない。

2 装置の返還にあたって、甲は乙または乙の委託を受けた者が装置の引渡し、荷造り及び運送に立ち会うため派遣する社員の指示に協力するものとする。

3 装置の撤去搬出にあたり、甲の立会いを得られない場合は、乙は乙の選択する公正な第三者の立会いのもとに据付場所に立ち入り、装置の撤去搬出を行うことができる。

4 装置に欠損が発見された場合は、乙は甲に対しその旨書面で確認を得るものとする。

5 装置の撤去作業によって、甲所有の財産にき損を生じた場合は、乙の責任において修復する。

6 装置変換後の旧据置場所の修復についての費用は甲の負担とする。

7 装置の撤去搬出についての費用は乙の負担とする。

8 返還後の機器について、再利用は禁止する。

(保守管理責任)

第9条 甲は、装置の据付場所およびその状態をあらかじめ乙が申し出た温度、湿度その他良好な環境の下で維持管理し、また善良な管理者としての注意をもって装置を管理しなければならない。

2 装置が据付場所に搬入され、甲に引き渡された後、第8条により返還されるまでの間、甲の故意もしくは過失によって装置が損害を受け、または、欠損が生じた場合は、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。

(禁止事項)

第10条 甲は文書による乙の事前の承諾がない限り、装置を質権、譲渡担保その他他人の権利の目的物とすることができない。甲がこれに違反し、乙が損害をこうむったときは、甲はその損害賠償責任を負うものとする。

(通知義務)

第11条 次の場合、甲は遅滞なく乙に通知しなければならない。

(1) 装置に乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、またはそのおそれがあるとき。

(2) 装置の盗難、滅失、き損等の事故が発生したとき。

(立入権および秘密保持)

第12条 装置の納入、保守、管理のため、乙の社員および必要のある場合はその指定するものが装置の据付場所に立ち入る場合、その者は必ず身分証明書を携行しなければならない。

2 前項の立ち入りに際して得た甲の業務上の秘密は、これを第三者に漏えいしてはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約を履行しない場合は、相手に催告を行なったのち、なお履行の誠意がないと認めるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

第13条の2 乙は、甲がこの契約を履行しない場合は、相手に催告を行なったのち、なお履行の誠意がないと認めるときは、この契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(危険負担)

第14条 天災地変等の不可抗力により生じた装置の滅失、き損についての危険は甲が責任を負うものとする。

(公租公課)

第15条 固定資産税については乙が負担する。固定資産税以外に装置の所得、所有、保管、使用およびこの契約につき現に賦課され、又将来賦課される公租公課は、納税義務者のいかににかかわらず甲が負担する。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報(特定個人情報を含む。)を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)並びに神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第16号)を遵守しなければならない。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項またはこの契約の履行につき疑義を生じた場合は、甲および乙双方で協議し、円満に解決をはかるものとする。